

■地域の劇場・音楽堂等の役割・活動内容の分類

役割	活動	内容
鑑賞機会の提供	制作型公演事業	劇場、音楽堂等がプロデュースし、企画、制作した作品を上演する。地域外での上演活動の可能性も検討される。
	買取型公演事業	音楽事務所、プロモーター、オーケストラ、劇団等が制作した作品を購入し上演する。
	貸館型公演事業	プロモーター、オーケストラ、劇団等が主催する公演を地域住民への鑑賞機会の提供と位置付け、積極的に誘致していく。その場合、共催・提携あるいは利用に対する優遇などを行うことも考えられる。
文化芸術の普及・育成	育成活動	ワークショップや参加体験型講座などを開催し、地域住民へ文化芸術体験の機会を提供することで、文化芸術への理解を深める。
	普及活動	集会施設、学校、商業施設、福祉施設など劇場・音楽等以外の施設などで、公演やワークショップ事業などを行い、文化芸術活動にふれる機会が少ない、あるいは関心が薄い層へ文化芸術に触れる機会を提供していく。
	住民の文化活動への支援	地域で活動する文化団体に向けた支援を行う。指導者の紹介や育成、各種相談への対応、団体間交流機会の創出など。
	普及型・育成型の公演	公演の理解を深めるためのレクチャー付き公演や、気軽に楽しめるワンコインコンサート・ランチタイムコンサートなどを実施。鑑賞機会の提供における公演事業を連動して実施することも考えられる。
	地域住民への施設提供	地域で活動する文化団体や個人に対し、練習や発表の場を提供する。施設利用に併せて、活動の推進や水準の向上などを意図し、利用者への助言や環境の整備などを行う。
作品創造	専属の創造団体による作品創造	劇場、音楽堂等専属の創造団体による作品の創造を定期的に行う。地域外での上演活動の可能性も検討される。
	専門家による作品創造	劇場、音楽堂等のプロデュースにより、プロの制作スタッフやアーティストによる作品の創造を行う。地域外での上演活動の可能性も検討される。
	地域住民による作品創造	劇場、音楽堂等がプロデュースし作品創造を行う。地域住民を対象とした稽古やワークショップなどを行い、ミュージカルや演劇など作品を創造していくことや、市民オーケストラや合唱団など結成していくことも考えられる。地域外での上演活動の可能性も検討される。
	地域の特色ある文化を活用した作品創造	地域性のある芸能、合唱、吹奏楽、オーケストラ、伝統芸能など活動が盛んな文化活動を取り上げた作品創造を行う。

*(公社)全国公立文化施設協会発行『平成21年度地域の劇場・音楽堂等の活動の基準に関する調査研究報告書』を基に作成

なお、これは地域の劇場音楽堂等で行われることが望ましいと考えられる役割・活動を整理したものであり、必ず全てを行う必要があるという意味ではない。